

第 27 類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

注

- 1 この類には、次の物品を含まない。
 - 化学的に単一の有機化合物（第 27.11 項の純粋なメタン及びプロパンを除く。）
 - 第 30.03 項又は第 30.04 項の医薬品
 - 第 33.01 項、第 33.02 項又は第 38.05 項の混合不飽和炭化水素
- 2 第 27.10 項において石油及び歴青油には、石油及び歴青油のほか、その製法を問わず、これらに類する物品及び主として混合不飽和炭化水素から成る物品で、非芳香族成分の重量が芳香族成分の重量を超えるものを含む。
 - ただし、同項の石油及び歴青油には、減圧蒸留法により蒸留した場合において 1,013 ミリバールに換算したときの温度 300 度における留出容量が全容量の 60%未滿の液状の合成ポリオレフィンを含まない（第 39 類参照）。
- 3 第 27.10 項において「廃油」とは、この類の注 2 に定める石油及び歴青油を主成分とする廃棄物で、水と混合してあるかないかを問わないものとし、次の物品を含む。
 - 一次製品として再利用できない油（例えば、使用済みの潤滑油、作動油及びトランス油）
 - 石油貯蔵タンクから得られた汚泥で、主として石油及び一次製品の製造において使用された濃度の高い添加剤（例えば、化学品）を含有するもの
 - 水に乳化又は水と混合している状態の油（例えば、流出油、貯蔵タンクの洗浄から得られる油及び使用済みの切削油）

号注

- 1 第 2701.11 号において「無煙炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が 14%以下の石炭をいう。
- 2 第 2701.12 号において「歴青炭」とは、無水無鉱物質ベースでの揮発分が 14%を超え、含水無鉱物質ベースでの発熱量が 1 キログラムにつき 5,833 キロカロリー以上の石炭をいう。
- 3 第 2707.10 号、第 2707.20 号、第 2707.30 号及び第 2707.40 号において「ベンゾール（ベンゼン）」、「トルオール（トルエン）」、「キシロール（キシレン）」又は「ナフタレン」とは、それぞれ、ベンゼン、トルエン、キシレン又はナフタレンの含有量が全重量の 50%を超える物品をいう。
- 4 第 2710.11 号において「軽質油及びその調製品」とは、ASTM D 86 の方法による温度 210 度における減質量加算留出容量が全容量の 90%以上のものをいう。

備考

- 1 第 2710.11 号及び第 2710.19 号の細分の次の用語については、それぞれ次に定めるところによる。

「揮発油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算 90%留出温度が 200 度以下の石油及び歴青油をいう。

「灯油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による 95%留出温度が 320 度以下の石油及び歴青油（ のものを除く。）をいう。

「軽油」とは、政令で定める分留性状の試験方法による 90%留出温度が 350 度以下で、かつ、温度 15 度における比重が 0.8757 以下の石油及び歴青油（ 又は のもの及び温度 15 度における比重が 0.83 以上で政令で定める試験方法による 10%残油の残留炭素分の当該残油に対する重量割合が 0.2%以上のものを除く。）をいう。

「重油」とは、引火点が温度 130 度以下（蒸留残油にあつては、引火点が温度 130 度を超えるものを含む。）の石油又は歴青油で、一般に燃料として使用するもの（ から までのものを除く。）をいう。

「潤滑油」とは、引火点が温度 130 度を超える石油及び歴青油のうち、アスファルテンの含有量が水分を除いた全重量の 1 %以下のもの（ ()のものを除く。）をいう。

「粗油」とは、次のいずれかに該当する石油又は歴青油で一般に製油（蒸留その他の物理的方法により石油又は歴青油を二以上の石油又は歴青油の成分に分離することをいい、()のものにあつては、洗浄その他の方法により不純物を除去することを含む。）の原料として使用するもの（ から までのものを除く。）をいう。

- () 原油を蒸留してその軽質留分を除いたもので、通常抜頭原油と称するもの
- () 特定の種類の石油又は歴青油と異種の石油又は歴青油（原油を除く。）との混合物
- () 含ろう留出油で流動点が温度 25 度を超えるもの
- () 潤滑油再製の廃油（使用したものに限る。）